

新型コロナウイルス感染症のまん延により、コンテンツのプロモーションの機会を失った事業者の皆さま

収録映像を活用した動画の制作・配信を 支援します

今般の新型コロナウイルス感染症のまん延の影響を踏まえ、これにより公演を延期・中止した主催事業者に対して、今後実施するライブ公演の開催及びその収録映像を活用した動画の制作・配信の費用の一部を補助します。

●対象分野

コンテンツ全般（音楽、演劇等のほか、伝統芸能を含む芸能）

●申請者

コンテンツのライブ公演の主催者となる法人

※新型コロナウイルス感染症のまん延の影響により2/1以降に予定していた公演を延期・中止した法人に限ります。

※非営利法人や地方公共団体も申請できます。

●対象事業

国内で今後公演を実施し、その収録映像を活用して制作した動画を海外に発信する事業

※新型コロナウイルス感染症に関する政府、都道府県等の方針、要請等に反しないことが必要です。

●補助率（補助上限額）

1/2（5,000万円/1件）

●申請可能件数

新型コロナウイルス感染症のまん延の影響により、予定していた国内外の公演を延期・中止した公演1件に対し、1件の申請が可能

●補助対象経費

- ・公演の出演料、制作費、会場費、運営費、権利使用料、感染予防対策費
- ・公演の収録映像の一部又は全部を活用した動画の制作費・海外配信費 等

5月27日（水）申請受付開始

申請手続や制度詳細は、事務局HPをご覧ください。